

令和5年度 第2次評価対象事業一覧(評価シート抜粋)

評価事業/決算額	事業目的等	所管課が課題と考える内容	所管評価	評価の視点	頁
庄原市出前トーク/0千円 総務部行政管理課	集会、学習会等に市職員を派遣し、職員の専門知識を生かした説明、懇談等を行うことにより、市民の市政に対する理解を深め、まちづくりへの意識啓発を図るとともに、市民の要望及び意見を幅広く市政に反映させ、市民と行政との協働によるまちづくりを進めることを目的としている。	実施地域や、実施メニューなどに偏りがある。実績がないメニューなどについては、社会情勢や市民ニーズの変化に応じたメニューの見直しを行う必要がある。出前トークのメニュー変更時に広報しようばらなどで啓発を行っているが、利用者が限定的であるため、今後も様々な機会を通じて啓発を実施する必要がある。	現行どおり	気軽に利用できる広聴機会として、年々実施回数が増加していたが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により、申し込みを控える団体が増えたほか、実施予定としていた出前トークが中止となり、実施回数が減少した。 実施した出前トークにおいては、会場での質問や要望について随時対応したほか、実施後の利用者アンケートで、様々な意見を聴取することができた。	3・4
国際交流事業(しょうばら国際交流協会負担金)/4,014千円 生活福祉部市民生活課	国際交流事業を通じて、地域の国際化及び活性化等を図り、国際相互理解と友好親善の促進を目的とする。また、市民と外国籍市民との交流、留学生のホームステイや青少年の海外研修などを支援し、市民の国際感覚の涵養を図る。	本市には、令和5年3月末で466人の外国人が登録されているが、そのうちの半数程度は技能実習など留期間が5年未満であり、結婚等により永住許可を受けた方と比較して、地域と関わる機会が少ない現状にある。しょうばら国際交流協会を中心に実施する各種事業を通じて、生活上の相談やイベント情報の周知を図っているが、コロナ禍の影響もあり、事業の縮小や参加者の減少・固定化、地域との交流機会の減少などの課題が生じている。 市民や外国人登録者に対しての事業周知や事業展開の工夫について、関係課とも連携し、技能実習や特定技能の在留資格を有する外国人の受入先である市内企業への多文化共生社会の理解促進や地域行事等への参加などへの協力を求めるとともに、相談対応も含め広域な市域をカバーするための職員体制(専任1名)の充実も必要と考える。	現行どおり	本市においても、永住者、留学、就労に関する様々な在留資格により、多くの外国人が在住されている。第2期長期総合計画、第2次男女共同参画プラン後期計画においても、多文化交流の促進や多文化共生のまちづくりの推進に取り組むこととしており、市内在住の外国人が暮らしやすく、また、市民に対しても異文化への理解を深め、お互いに尊重しあえるまちづくりの構築は重要であり、協会市民や会員との交流、国際相互理解を一層促進していく必要がある。あわせて、日常生活の上で相談に対応できる体制づくりも重要である。	27・28
定住促進奨励事業/17,250千円 企画振興部自治定住課	住宅の取得等を行った転入定住者に対し、予算の範囲内で庄原市定住促進奨励金を交付し、本市への定住を促進し、地域の活性化を図る。	中古住宅取得(空き家)による移住定住者については、中古住宅取得と住宅改修にかかる奨励金の併給可としている。 国の現行制度では、新築及び住宅改修については、要件を満たした場合補助金対象となっているが、中古住宅取得は該当しない。全国的に空き家が増加傾向にあり、空き家活用を促進していく必要があるため、中古住宅取得における奨励金の増額を検討したい。	拡充	移住定住者の住宅取得や改修による快適な住宅環境の確保が定住に結びつくことから、空き家も含めた新築、購入、改修を支援し、令和3、4年度の2年間で、38世帯91人が転入定住しており、本市への定住促進を図ることができている。現在、新築及び住宅改修については、要件を満たした場合国の補助金も対象となるが、中古住宅取得については該当とならないため、空き家活用という観点から拡充を検討するにあたり、意見を求める。	39・40
庄原市農林施設整備事業補助金/20,773千円 環境建設部建設課	農林業基盤等を整備しようとする受益者に対して補助金を交付することにより、受益者の負担軽減及び農村環境の保全を図る。	当該補助金は、例年4月から5月末までを受付期間(災害分を除く。)としており、受益者はその間施工することができないため、農繁期に間に合わせる事が可能となる指令前着手を実施したいとの要望が多い。	現行どおり	当該補助により、受益者の負担を軽減することで、自発的な農林施設への整備意識を促進させ、農村環境の保全を図ることができている。 また、本市では、近年平成30年7月豪雨災害をはじめ、自然災害が激甚化し、農林施設に甚大な被害が発生している。 このような中、当該補助を活用して農林施設を整備することにより、災害発生時の被害軽減に繋がり、また、国費負担の対象とならない農林施設の復旧に迅速に対応することで本市の農林業の振興が図られることから、令和5年度以降においても継続すべき補助事業であると考え。	69・70